

コンサルティングメニュー（一例 / 導入情報提供）

サステナブル情報の開示について

サステナブル情報については、現在、多くの任意開示基準が存在します。開示に積極的な企業さまは

① マルチ・ステークホルダー向け

② 投資家向け

の両面を意識し、下記3基準を重視する傾向にあります。

| 基準名称 | 利用者 | 留意点 | ESGカバー範囲 |
|-------------|--------------|---|----------|
| GRI*スタンダード | マルチ・ステークホルダー | <ul style="list-style-type: none">ESG開示基準としては最初に公表（初版2000年）細則主義/経済・環境・社会の開示事項・指標を設定/各企業がマテリアリティの高い事項を選択開示 | E・S・G |
| SASB*スタンダード | 投資家 | <ul style="list-style-type: none">細則主義/77産業分野別に設定された開示事項（財務情報）に関する会計基準/各企業がマテリアリティの高い事項を選択開示 | E・S・G |
| TCFD*最終提言書 | 投資家 | <ul style="list-style-type: none">主要な年次報告書における気候関連財務情報の開示を提言原則主義/但し、温室効果ガス排出量については開示を明記気候変動影響と関連性の高い業種の補助手引き添付21年6月金融庁/東証はコーポレートガバナンスコードを改訂し、22年4月から東証プライム銘柄企業に関し、TCFDの提言に基づく内容の開示を明記 (21/7/26日経新聞：22年3月期から有価証券報告書への記載が求められる可能性も有) | E |

*Global Reporting Initiative, Sustainability Accounting Standards Board, Task Force on Climate-related Financial Disclosures

コンサルティングメニュー（一例 / 導入情報提供）

サステナブル情報の開示について

マテリアリティについて、投資家はCSR課題の中でも、各企業さま毎の**長期的な経営への影響を重視**する傾向があります。

また、積極的開示企業さまの年次報告書類（統合報告書、サステナビリティ報告書等）では、**下記法定書類の開示項目**と、前ページの**任意開示基準に基づく開示項目を、分かり易く掲載する**傾向が強くなっています。

| 書類/基準名称 | 利用者 | 留意点 | ESGカバー範囲 |
|----------------|-----|--|----------|
| 有価証券報告書 | 投資家 | ・金融商品取引法上法定書類/19年3月に非財務情報の開示拡充指針制定 | E・S・G |
| コーポレートガバナンスコード | 投資家 | ・コーポレートガバナンス状況を投資家に伝える為証券取引所が上場企業対象に制定 | G |

積極的開示企業さまのホームページでは、このような各情報に加え、

- ・決算短信
- ・決算
- ・中計等説明会資料
- ・株主総会関連資料

などの**IR情報についても、網羅的に**、かつ、検索・閲覧し易く紹介し、利用者の利便性に配慮する傾向が強く見られます。